

阿賀野市告示第36号

阿賀野市公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき告示する。

なお、これを表示した図面は一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

阿賀野市長 田中清善

1 供用を開始する年月日

令和5年4月1日

2 下水を排除する区域

阿賀野川流域下水道 新井郷川処理区

- | | |
|--------------|-------------------|
| ○水原里処理分区 | 里の一部 |
| ○水原山口南処理分区 | 外城町、北本町、水原、天神堂の一部 |
| ○水原山口北処理分区 | 山口町一丁目、山口町二丁目の一部 |
| ○京ヶ瀬金淵処理分区 | 金淵の一部 |
| ○京ヶ瀬下ノ橋処理分区 | 前山の一部 |
| ○笹神笹岡処理分区 | 山崎の一部 |
| ○笹神押切処理分区 | 金屋、山寺の一部 |
| ○笹神中ノ通処理分区 | 藤屋の一部 |
| ○笹神島田本明処理分区 | 赤水の一部 |
| ○笹神真光寺出湯処理分区 | 今板、次郎丸、村杉、大室の一部 |

3 供用を開始する排水施設の位置

別図のとおり

4 供用を開始する施設の合流式又は分流式の別
分流式

5 縦覧場所

阿賀野市中島町7番20号 阿賀野市産業建設部上下水道局

6 縦覧期間

令和5年3月17日（金）から令和5年3月31日（金）まで

（土・日曜日及び祝日を除く） 午前8時30分から午後5時15分まで